

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○職員の給与に関する条例 昭和26年3月12日条例第5号 (管理職手当)</p> <p>第11条の2 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき、会計管理者、課長等（課長、参事、議会事務局長、農業委員会事務局長、<u>幼児センター長</u>_____及び学校給食センター長をいう。以下同じ。）の職にある職員（以下「管理職員」という。）に対して支給する。ただし、ニセコ町が給与の支弁を直接行わない管理職員は、除く。</p> <p>2 管理職手当の月額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 職務の級が6級である管理職員 51,900円 (2) 前号以外の管理職員 49,600円</p>	<p>○職員の給与に関する条例 昭和26年3月12日条例第5号 (管理職手当)</p> <p>第11条の2 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき、会計管理者、課長等（課長、参事、議会事務局長、農業委員会事務局長、<u>幼児センター長</u>、<u>幼児センター園長</u>、<u>幼児センター副園長</u>及び学校給食センター長をいう。以下同じ。）の職にある職員（以下「管理職員」という。）に対して支給する。ただし、ニセコ町が給与の支弁を直接行わない管理職員は、除く。</p> <p>2 管理職手当の月額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 職務の級が6級である管理職員 51,900円 (2) 前号以外の管理職員 49,600円</p>